

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
[略]		[略]	
管理運営に関する責任者	[略]	管理運営に関する責任者	[略]
		回収又は廃棄及び公表に関する措置	<p>1 営業者は、法第3条第1項に規定する販売食品等（以下「販売食品等」という。）に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよう、回収及び廃棄に係る体制を整備し、並びに具体的な回収及び廃棄の方法の手順を定めること。</p> <p>2 営業者は、販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、消費者への注意喚起のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。</p>
その他公衆衛生上講ずべき措置の基準	[略]	その他公衆衛生上講ずべき措置の基準	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。